ACSES ニュースレター_２２２９号（2021 年 12 月 17 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（24 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇刺激臭も…医療機器工場で大規模火災 5 人死亡　中国〈放送報道〉
◇ガソリン運ぶタンクローリー爆発、40 人超が死亡 燃料高騰のハイチ〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・健康診断「要検査」を看過した結果は　労働裁判が突きつけた教訓〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・25 歳男、バッテリー液から硫酸　傷害罪で起訴へ、メトロ駅事件〈Web 報道〉
・注射筒、鍵付き薬剤倉庫で管理　茨城県警、入手経緯を捜査〈Web 報道〉
◎公文書改ざん事件
〇国交省　統計データ改ざん問題
・国交省職員、検査院の指摘後は自ら統計書き換え　自治体には中止指示〈新聞報道〉
・建設統計、8 年間過大に　国交省、二重計上で〈Web 報道〉
・国交省 統計データ 二重計上や書き換えなど不適切な取り扱い〈放送報道〉
・統計調査の過大数値、再発防止や影響確認指示〈Web 報道〉
〇森友公文書改ざん事件
・森友公文書改ざん巡る国賠訴訟　国側が赤木さん側の請求を認めて終結〈新聞報道〉
◎日大全理事長　脱税、解任事件
・日大の田中前理事長、評議員も解任　全会一致で〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石油製品の販売事業者 2 社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉
・大学でパワハラ認定も救済措置取らず、立命館に 55 万円賠償命令　元准教授訴え〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の調査結果（令和３年２～３月調査分）～放射線量は基準値の設定根拠である年間線量１ミリシーベルトの 0.1%程度～〈厚生労働省〉
・東電が海底の掘削調査開始、福島　処理水トンネル経路選定へ〈Web 報道〉
・北極海内部にセシウム到達　福島原発事故の 8 年後〈Web 報道〉
[原子力施設全般]
・原子力空母事故に備え日米訓練　放射性物質漏れ想定〈Web 報道〉
[富士山噴火対策]
・富士山噴火対策　国交省は無人ショベルカーで溶岩流・土石流にブロック移設〈Web報道〉
・企業の富士山噴火対策　三菱地所は火山灰想定のビル運営管理の手順を策定〈Web 報道〉
・富士山噴火最新ハザードマップ　溶岩量は２倍、新幹線寸断も〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表

蝦蛄葉仙人掌（シャコバサボテン）

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 環境関連法改正情報
◇環境関連法改正情報（2021 年 11 月分）を更新しました<産業環境管理協会>
[4] 石綿ばく露による健康被害対策
◇「令和２年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します～公表事業場数 910 事業場、うち新規は 668 事業場～<厚生労働省>／石綿労災認定、1060 人　生産禁止から 15 年でも依然高水準<新聞報道>／石綿労災認定、910 事業所公表　20 年度、厚労省 HP で閲覧可<Web 報道>
◇環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 18 号）<官報>
◇公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 19 号）<官報>
◇アスベスト（石綿）情報 「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ<厚生労働省>
[5] 農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象に位置付けている危害要因についての情報（有害化学物質）<農林水産省>
[6] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。<農林水産消費安全技術センター>
[7] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 2160 号）<官報>
◇生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 2161 号）<官報>
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 2162 号）<官報>
[8] 変異原性化学物質、製品含有化学物質管理等
◇変異原性化学物質
・[職場のあんぜんサイト]強い変異原性が認められた化学物質を更新しました。<**厚生労働省**>
◇変換工程ガイダンス　[化学品を成形品に変換する工程共通] 附属参考資料 「変換工程で使用されることが多く、工程における揮発などによる濃度変化・残留を考慮する必要がある代表的な物質のリスト(Ver.1.0)」公開のお知らせ<アーティクルマネジメント推進協議会>
◇循環経済対応の製品含有化学物質管理 ディスカッションペーパー(Ver.1.0)公開のお知らせ<アーティクルマネジメント推進協議会>
[9] 安全衛生教育
◇[試行版]化学物質管理に関する社内安全衛生教育用動画（e ラーニング）特設サイトのご案内<テクノヒル株式会社(厚生労働省委託事業)>
[10] 健康安全
◇温泉入浴で腸内細菌に変化　九州大、別府での研究を中間報告<新聞報道>
[11] 食品安全衛生関係
◇食品表示法に基づく食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問について<消費者庁>
◇食品安全情報（化学物質） No.25 (2021)を掲載しました。<国立医薬品食品衛生研究所>
[12] 温暖化対策関係
◇新築建物、30 年に排出ゼロ　EU、ガス削減目標向け<Web 報道>
[13] 環境安全関係
◇GENESIS 松島計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について<環境省>
[14] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　４件　　[公募結果、意見募集結果]　１件
[15] その他省庁発表　　２件
[16] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　13 件　　[開催記録、報告、資料等]　３件

[17] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：４件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：２件
[付録]
◇農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象に位置付けている危害要因についての情報（有害化学物質）<農林水産省>
◇スケートボード類での事故-転倒することを前提に安全保護具の着用と場所選びを<消費者庁>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇刺激臭も…医療機器工場で大規模火災 5人死亡　中国
＜テレ朝news　2021年12月15日＞
https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000238511.html
　中国にある医療機器の工場で大規模な火災が発生し、5人が死亡しました。
　中国メディアによりますと、火事は江西省にある医療機器の工場で14日午後に発生しました。
　この火事で、これまでに5人の死亡が確認され、1人が病院で手当てを受けています。
　火は約6時間にわたって燃え続け、周辺では広い範囲で刺激臭が確認されたということです。
　現場はドイツに本社を置く医療機器メーカーの工場で、輸血関連など救命医療に使用される機器の製造を専門としています。
　当局は火災の原因について調べています。

◇ガソリン運ぶタンクローリー爆発、40人超が死亡 燃料高騰のハイチ
＜朝日新聞　2021年12月15日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDH2355PDGUHBI04Z.html
　カリブの島国、ハイチ北部のカパイシャンで14日、タンクローリーが爆発し、少なくとも40人が死亡した。けが人も多数いるという。アリエル・アンリ首相は、野戦病院を開設するとともに、3日間の服喪期間を設けると発表した。
　現地報道などによると、14日午前0時半ごろ、カパイシャンの街の入り口付近で、ガソリンを運んでいたタンクローリーが横転。漏れ出るなどしたガソリンを集めようと地元住民が集まったところ、突然爆発した。現場では少なくとも40人の焼死体が見つかったほか、やけどを負った人も多数いるという。横転や爆発の原因はわかっていない。
　大統領の暗殺や大地震など、政情不安が続くハイチでは燃料代の値上がりが続き、一般住民は燃料を手に入れにくい状態が続いている。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021年12月16日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027010/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_211216_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：100 件
うち重大事故等として通知された事案：28 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021年12月16日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027008/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_211216_02.pdf

1. 事故情報　(1) 事故情報（下記(2)(3)を除く）:13件
　　(2) 事故情報（食中毒情報）：8件
　　(3) 事故情報（指定成分等含有食品健康被害情報）：1件
2. リコール・自主回収情報
　　(1) リコール・自主回収情報（食品関係）：47件
　　(2) リコール・自主回収情報（食品関係以外）：3件

・健康診断「要検査」を看過した結果は　労働裁判が突きつけた教訓

＜毎日新聞　2021 年 12 月 16 日＞　https://mainichi.jp/articles/20211215/k00/00m/040/140000c

調理師が脳出血を発症して半身まひになったのは過重労働が原因として、東京地裁が 10 月、雇用先に賠償を命じる判決を出した。損害額は当初約 3200 万円と算定されたが、会社で受けた健康診断の結果を看過した調理師の過失が認められ、約 1400 万円に減額された。この調理師に限らず、多忙を理由に再検査を受けない人は少なくない。判決は企業、働く側の双方に重い教訓を突きつける。

自覚症状なく、精密検査せず

千葉県内の大手居酒屋チェーン「庄や」で働いていた調理師の男性（62）が、運営会社「大庄」（東京）に約 5600 万円の支払いを求めた。判決が認定した調理師の健康状態や勤務状況はこうだ。

2016 年 1 月 4 日午前 1 時ごろ、厨房で魚をおろしていた調理師は、顔のしびれを感じて病院に救急搬送された。脳出血が判明し、投薬治療を受けたが、左半身にまひが残った。調理師は「長時間の不規則な時間外労働が脳出血の原因」と訴えた。

発症前 1 カ月の時間外労働は 93 時間 29 分だった。判決は「朝方に帰宅することが多く、昼夜逆転の生活が恒常化していた。質的に過重な業務だった」と指摘。会社に安全配慮義務違反があったとし、脳出血は過重労働によるものと認めた。

一方で、判決は健康診断の結果にも着目した。調理師は 11 年以降の血圧検査で、最高が 170～150 程度、最低が 100～90 程度を記録。高血圧傾向だとして詳しい検査を受けるよう指導されたが、自覚症状がなかったこともあり、病院に行かなかった。判決は…

◇*事故、事件の続報*

・25 歳男、バッテリー液から硫酸　傷害罪で起訴へ、メトロ駅事件

＜共同通信　2021 年 12 月 15 日＞　https://nordot.app/843758247833600000?c=39546741839462401

東京都港区の東京メトロ白金高輪駅で 8 月、会社員の男性（22）に硫酸をかけたとして、傷害の疑いで逮捕された静岡市の大学生花森弘卓容疑者（25）が、事件の半年前にインターネット通販で購入したバッテリー液から硫酸をつくっていたことが 15 日、捜査関係者への取材で分かった。警視庁はこれを事件に使ったとみている。

捜査関係者によると、花森容疑者は 2 月にネット通販でバイク用のバッテリー液を購入。液から抽出した希硫酸の濃度を上げ、硫酸をつくったという。また、東京地検は 3 カ月の鑑定留置の結果、刑事責任能力を問えると判断した。近く傷害罪で起訴する見通し。

・注射筒、鍵付き薬剤倉庫で管理　茨城県警、入手経緯を捜査

＜共同通信　2021 年 12 月 14 日＞　https://nordot.app/843435139152445440?c=39546741839462401

茨城県古河市の介護老人保健施設で 2020 年 7 月、入所していた吉田節次さん＝当時（76）＝がシリンジ（注射筒）で体内に空気を注入され死亡した事件で、シリンジは鍵付きの薬剤倉庫で管理されていたことが 14 日、施設関係者への取材で分かった。殺人容疑で逮捕された当時の介護職員赤間恵美容疑者（35）はシリンジを扱う立場になく、古河署捜査本部は詳しい入手経緯を調べる。

点滴を利用し空気注入されたとみられる異例の事件は、新型コロナの影響で面会が制限され、外部の関与が考えにくい状況の中で起きた。捜査本部は、発生から 1 年 5 カ月を経て立件。さらに詰めの捜査を進める。

◎*公文書改ざん事件*

○国交省　統計データ改ざん問題

・国交省職員、検査院の指摘後は自ら統計書き換え　自治体には中止指示

＜朝日新聞　2021 年 12 月 16 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASPDH6V9HPDHUTIL02Z.html?iref=comtop_7_02

建設業の受注実態を表す国の基幹統計を国土交通省が書き換えていた問題で、同省が 2020 年 1 月までに会計検査院の調査を受けたため、データの回収を担う都道府県に書き換え作業をやめさせ、同省本省の職員が自ら書き換えを行っていたことがわかった。同省は「(当時の担当者は受注実績が) いきなり大きく減ると、数字に大きな影響が出ると思ったのではないか」などと説明している。

この統計は「建設工事受注動態統計」で、建設業者が公的機関や民間から受注した工事実績を集計したもの。書き換えていたのは、業者が受注実績を毎月記し提出する調査票で、都道府県が回収し同省に届ける。同省は、回収を担う都道府県の担当者に指示し、遅くとも 10 年代前半から書き換え作業を行わせていた。

複数の国交省関係者によると、こうした都道府県での作業について、検査院が 20 年 1 月までに気づき、問題視して調査を進めていた。それを受けて同省は同月、都道府県に対し書き換え作業をやめるよう指示した。ただ、書き換え自体はその時点ではやめず、今年 3 月までの 1 年超は本省職員がデータの書き換え作業を行っていた。

同省建設経済統計調査室は取材に、検査院の指摘で問題だと認識した後も、本省側で書き換えをしていたことを認めた。その上で、書き換えについて「いきなり大きく減らすと数字に大きな影響がある」と説明。業者が提出してきた調査票を「ただ捨てることができないという判断もあったと思う」と話した。

検査院も 15 日の取材に、国交省自らが書き換え作業をしていたことを把握していたと認めた。

政府は 18 年末に発覚した厚…

・建設統計、8 年間過大に　国交省、二重計上で

＜共同通信　2021 年 12 月 15 日＞　https://nordot.app/843647166451105792?c=39546741839462401

国土交通省が毎月公表する「建設工事受注動態統計調査」が 2013 年度から 8 年間、実態より過大になっていたことが 15 日、分かった。同じ業者の受注を二重計上する形で推計していたためで、この統計などを用いる国内総生産（GDP）の算出にも影響した可能性がある。今年 4 月以降は処理方法を変更し、20 年 1 月分～今年 3 月分は参考値として再集計したとしている。

岸田文雄首相は 15 日の衆院予算委員会で「二度とこうしたことが起こらないよう、再発防止に努めなければならない」と強調。斉藤鉄夫国交相は「大変遺憾で、おわび申し上げる」と陳謝した。

・国交省 統計データ 二重計上や書き換えなど不適切な取り扱い

＜NHK　2021 年 12 月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211215/k10013388811000.html

国土交通省が、建設業の受注動向などを示す統計のデータを二重に計上するなど、不適切な取り扱いを続けていたことが分かりました。

統計が実態よりも大きくなっていた可能性があり、国土交通省は事実関係などをさらに調べています。

国土交通省によりますと、データを不適切に取り扱っていたのは、建設業の毎月の受注動向などを示す「建設工事受注動態統計」です。

データは「調査票」の形で、都道府県を通じて事業者から毎月、集めていますが、その際、期限までに提出がなかった事業者についても、受注実績をゼロとはせずに推計の受注額を計上しています。

その後、実際のデータが提出されたあとに、その受注実績を翌月以降に再度、計上していたことから、データの二重計上が生じていたということです。

二重計上された事業者の数は全体の 1 割程度とみられるということです。

不適切な取り扱いは、少なくとも統計を今の方法で取り始めた 8 年前から続いていたとみられ、会計検査院の検査を受けて、ことし 4 月以降は改めたということです。

また、去年 1 月以降の分は再集計し、適切なデータに修正したとしていますが、それ以前の統計についてはデータの二重計上で、統計が実態よりも大きくなっていた可能性があります。

建設工事受注動態統計は、GDP＝国内総生産の計算などにも使われ、統計の中でも特に重要な「基幹統計」に位置

づけられていて、国土交通省が事実関係やいきさつなどをさらに調べています。

「建設工事受注動態統計」とは

不適切な取り扱いが明らかになった「建設工事受注動態統計」は、全国の建設業者が公共の機関や民間から受注した工事の金額などを示すもので、国土交通省が毎月、公表しています。

およそ１万2000の建設業者を対象に、売り上げなどのデータの提出を受けてまとめられます。

国交省がメールや口頭で具体的指示

国土交通省によりますと、データの書き換えについては、毎年春ごろに東京で開かれる会議の場で都道府県の統計担当者に対し資料を配っていたほか、メールや口頭で具体的な指示をしていたということです。

書き換えを指示したのは、都道府県が毎月、国に提出する「建設工事受注動態統計」の調査票のうち、建設業者が受注した金額を記す実績の欄です。

業者からの報告が遅れることも少なくないため、例えば前月と前々月も含めた３か月分の実績が一度に報告される場合、最新の１か月だけで受注したようにまとめるよう指示していたということです。

都道府県の統計担当者に配布された資料では、遅れて報告があった数字は修正テープなどですべて消すことや、調査票の受注額を足し上げることなどを指示していました。

こうした対応について国土交通省の担当者は「建設業者から遅れて報告されることも多く、まとめれば問題ないという認識が長年の慣習の中であったのだと思う。『なぜ報告された数字を消す必要があるのか』と疑問に思ったことはあるが、言い出すことはできなかった」と釈明しています。

そのうえで「以前の担当者たちがどのような経緯で始めたのかは確認できていないが、報告の遅れによって調査票の回収率が６割にとどまるなどする中で、実態に合わせようとしたことが背景にあるのではないか」と説明しています。

斉藤国土交通相 衆院予算委で事実関係認め陳謝

斉藤国土交通大臣は、衆議院予算委員会で「過去に集計の過程で、事業者から期限をすぎて提出された過去分の調査票の情報を、当月分に含めて集計していたことは事実だ。大変遺憾であり、おわびを申し上げる」と述べ、陳謝しました。

また岸田総理大臣は「大変遺憾であり、再発防止に努めなければならないのは当然のことだ。きょうまでの経緯を確認し、再発防止のためにどういった形でやるべきなのか至急検討し対応したい」と述べました。

一方「建設工事受注動態統計」が、GDP＝国内総生産の計算にも使われていることに関連し、岸田総理大臣は「令和２年１月からこの数字の改善を行っているので、令和２年度と３年度のGDPの統計には直接影響がないものと考えており、補正予算案も修正などの必要はない」と述べました。

松野官房長官「説明責任果たし再発防止徹底を指示」

松野官房長官は、午前の記者会見で「政府の統計の信頼性は極めて重要なことで、このような指摘を受けたことは大変遺憾だ。本件は国土交通省で、これまでの経緯を至急整理し、きちんと説明責任を果たすとともに、再発防止を徹底するよう、私からも指示した」と述べました。

また、GDP＝国内総生産など過去の統計への影響について問われたのに対し「統計法を所管する総務省をはじめ、関係省庁が連携して、他の統計への影響をしっかりと確認するよう、指示した」と述べました。

会計検査院は９月に「実態反映していない」と指摘

問題の調査について、国土交通省はことしに入って会計検査院から実態を反映していないと指摘を受けていました。

９月に公表された会計検査院の報告書によりますと「建設工事受注動態統計」は全国のおよそ１万2000社を対象に毎月調査が行われていますが、11の都道府県を検査したところ、業者から提出されたその月の受注実績を、過去の実績も含めて書き換えて報告するよう都道府県に指示していたことがわかったということです。

おととし５月から去年３月までの間、延べ８万5093業者の調査結果のうち、全体の１割余りについては、過去の調査結果がその月の統計に含まれていたとしています。

こうした調査方法について、会計検査院は「実態を示すことができないことから、作成された調査結果は精度が低いものになっていると思われる」としています。

会計検査院によりますと、国土交通省は建設行政などに必要な基礎資料を得ることを目的に、平成27年度から令

和元年度まで合わせて4億5000万円余りを使って統計調査を行ったということで、この中に「建設工事受注動態統計」も含まれています。

総務省の統計データには問題見つからず

国土交通省が、建設業の受注動向などを示す統計のデータを二重に計上していた問題を受け、総務省は、省で実施している、家計調査や労働力調査など18の統計について緊急に点検を行いました。

その結果、二重計上などの問題は見つからなかったということです。

野党側は来年の通常国会での予算審議前に集中審議求める

衆議院予算委員会のあとに開かれた理事会で、野党側は、国土交通省が統計データの不適切な取り扱いを続けていたことについて、来年の通常国会で予算審議が始まる前に、実態や経緯を明らかにし、集中審議を行うよう求めました。

これに対し、与党側は持ち帰って検討する考えを伝え、引き続き与野党で協議することになりました。

国民 玉木代表「厳しく追及していきたい」

国民民主党の玉木代表は、党の両院議員総会で「この統計はGDPのもとにもなる基幹統計であり、この統計が間違っていればそこから生み出される政策もすべて間違ってしまうので、あってはならないことだ。この点については厳しく追及をしていきたい」と述べました。

・<u>統計調査の過大数値、再発防止や影響確認指示</u>

＜産経ニュース　2021年12月15日＞

https://www.sankei.com/article/20211215-CAXF3GKDBZKNHG3U7IYRNQOLHA/

松野博一官房長官は１５日の記者会見で、国土交通省が公表する「建設工事受注動態統計調査」が実態より過大な数値になっていた問題で、国交省に至急の調査と再発防止の徹底を指示したと明らかにした。

松野氏は、今回の問題について、事業者が期限後に提出した過去の調査票の数値を国交省が当月分に含め集計していたと説明。会計検査院の指摘で運用を改善したとした上で「政府統計の信頼性は極めて重要で、指摘を受けたことは大変遺憾だ」と語った。

この統計は政府の経済政策の判断材料となる国内総生産（ＧＤＰ）の算出などにも使われており、「統計法を所管する総務省をはじめ、関係省庁が連携して確認するよう指示した」と述べた。

斉藤鉄夫国交相については「再発防止徹底に向け、国交省をしっかり指揮していただくことで責任を果たしてほしい」とした。

〇森友公文書改ざん事件

・<u>森友公文書改ざん巡る国賠訴訟　国側が赤木さん側の請求を認めて終結</u>

＜朝日新聞　2021年12月15日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDH5G3QPDHPTIL029.html

学校法人森友学園（大阪市）への国有地売却をめぐる財務省の公文書改ざん問題で、改ざんを強いられ、自死した同省近畿財務局職員の赤木俊夫さん（当時54）の妻・雅子さん（50）が国に損害賠償を求めた訴訟は15日、国側が雅子さん側の請求を受け入れ、終結した。国側は請求の棄却を求めていたが、一転して賠償責任を認めた。雅子さんの代理人弁護士は「改ざん問題が追及されることを避けるため、訴訟を終わらせた」と批判した。

雅子さんの代理人弁護士によると、国側の代理人がこの日、大阪地裁であった非公開の訴訟手続きで、約1億700万円の損害賠償を求めた雅子さん側の請求を「認諾する」と伝えた。認諾は、被告が原告の請求を認めるもので、裁判所の調書に記載されると、確定判決と同じ効力を持つ。

国は地裁に提出した15日付の書面で、俊夫さんは、同省理財局からの改ざん指示への対応や、情報公開請求の対応業務に忙殺されて精神疾患を発症し、自死したと説明。認諾の理由について、決裁文書の改ざんという重大な行為があった事案の性質を踏まえ、「いたずらに訴訟を長引かせるのは適切ではない」とした。

雅子さんは昨年3月、改ざんの詳しい経緯を明らかにしたいという願いから、国や佐川宣寿（のぶひさ）・元同省理財局長を相手に訴訟を起こした。訴訟では、俊夫さんが改ざんの経緯をまとめた「赤木ファイル」を提出するよう請求。国は「存否について答える必要がない」などとして拒んでいたが、今年6月に開示した。

雅子さんは訴訟で、ファイルの内容などを踏まえ、同省が俊夫さんの抵抗にどう対応したのか、国に明らかに

するよう求めていた。

雅子さんは記者会見で「なぜ夫が亡くなったのかを知りたいと思って始めた裁判。お金を払えば済む問題ではない」と話した。

国を訴えた訴訟の終結に伴い、今後は、佐川氏に550万円の損害賠償を求めた訴訟が続くことになる。

鈴木俊一財務相は15日夕、報道陣の取材に応じ、「国の責任は明らかとの結論に至った」などと説明。「公務に起因して自死という結果に至ったことにつき、心よりおわび申し上げます」と謝罪した。

◎日大全理事長　脱税、解任事件

・日大の田中前理事長、評議員も解任　全会一致で

＜朝日新聞　2021年12月15日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDH6JD9PDHUSPT00L.html

日本大学前理事長の田中英寿容疑者（75）が15日、大学の評議員の職を解任された。脱税容疑で11月29日に逮捕された後、今月3日に理事を解任されたが、理事長の諮問機関である評議員会のメンバーにはとどまっていた。

日大によると、15日にあった臨時評議員会で田中前理事長の評議員解任決議案が全会一致で可決され、同日付で解任されたという。

この日は他の評議員の進退についても議論され、大学が今後定める方法で新たな評議員が選出された段階で、現在のすべての評議員が辞任することも決めたという。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・石油製品の販売事業者2社に対する景品表示法に基づく措置命令について

＜消費者庁　2021年12月16日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026995/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211216_1.pdf

消費者庁は、本日、石油製品の販売事業者2社に対し、2社が供給する石油製品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会(公正取引委員会事務総局九州事務所)の調査の結果を踏まえ、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第5条第2号(有利誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

・大学でパワハラ認定も救済措置取らず、立命館に55万円賠償命令　元准教授訴え

＜京都新聞　2021年12月15日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/694709

立命館大の教授会内で人格を侵害する発言を受け、学内でパワーハラスメントと認定されたにもかかわらず大学の救済措置が取られなかったとして、英国籍で同大学の元准教授ブレーク・ヘイズさんが学校法人立命館（京都市中京区）に対して慰謝料など７千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、京都地裁（池田知子裁判長）は１５日、立命館に５５万円の賠償を命じた。

訴状によると、ヘイズさんは２００９年から国際関係学部の准教授に就き、労働経済学の研究に取り組んできた。学部長から教授への立候補を打診され、１５年に学部教授会で昇任審査を受けた。その際、研究科長の男性教授らから、博士号取得に詐称の疑いがあるなど虚偽の発言をされ、投票の結果、昇任が認められなかったとしている。

・教授のセクハラで賠償命令、宮崎　九州保健福祉大

＜京都新聞　2021年10月13日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/657493

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の調査結果（令和３年２～３月調査分）

～放射線量は基準値の設定根拠である年間線量１ミリシーベルトの0.1%程度～

＜厚生労働省　2021年12月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000205937_00014.html

厚生労働省は、国立医薬品食品衛生研究所に委託して、令和３年２月から３月に、全国15地域で、実際に流通す

る食品を購入し、食品中の放射性セシウムから受ける年間放射線量を推定しました。

調査の結果、食品中の放射性セシウムから、人が１年間に受ける放射線量は、0.0005～0.0009 ミリシーベルト／年と推定され、これは現行基準値の設定根拠である年間上限線量１ミリシーベルト／年の 0.1%程度であり、極めて小さいことが確かめられました。

なお、放射性セシウム（Cs-134 と Cs-137 の合計）濃度が 0.5Bq/kg 以上となった試料については、放射性ストロンチウム（Sr-90）及びプルトニウム（Pu-238、Pu-239＋240）も調査することとしています。

今回、調査対象となる放射性セシウム濃度が 0.5Bq/kg 以上の試料はありませんでした。

厚生労働省では、今後も継続的に同様の調査を行い、食品の安全性の検証に努めていきます。

参考：　東京電力福島第一原発の事故に由来して、食品中の放射性物質から長期的に受ける線量の大半は、放射性セシウムによるものとされています。

資料

（別添１）　食品中の放射性セシウムから受ける放射線量の調査結果　（令和３年２～３月調査分）
https://www.mhlw.go.jp/content/11134000/000864509.pdf

（別添２）　食品中の放射性物質の調査結果　～令和３年２～３月に採取した試料の放射性ストロンチウム及びプルトニウム濃度～
https://www.mhlw.go.jp/content/11134000/000864510.pdf

・東電が海底の掘削調査開始、福島　処理水トンネル経路選定へ

＜共同通信　2021 年 12 月 14 日＞　https://nordot.app/843421002216095744?c=39546741839462401

東京電力は 14 日、福島第 1 原発の処理水を海洋放出するための海底トンネル新設に向けて、ボーリング調査を始めた。沖合 1 キロでの放出を計画しており、海底の地質を詳しく調べてトンネルの詳細なルート選定の判断材料にする。

東電によると、ボーリングは台船を出して沖合 400 メートル、700 メートル、1 キロの 3 地点でそれぞれ 5～10 日かけて実施する。海底を最大で 21 メートルまで掘削する。初日は 700 メートルの地点で作業を始めた。

2023 年春ごろの放出開始を目指す東電は、原子力規制委員会から実施計画の認可を受ける必要があるが、計画の審査申請に至っていない。

・北極海内部にセシウム到達　福島原発事故の 8 年後

＜共同通信　2021 年 12 月 14 日＞　https://nordot.app/843382018910093312?c=39546741839462401

2011 年の東京電力福島第 1 原発事故で海に流出するなどした放射性物質セシウム 134 が約 8 年後、北極海内部に到達していたとの研究結果を海洋研究開発機構の熊本雄一郎主任研究員が 14 日までにまとめた。北極海の縁海を越え内部で検出されたのは初という。

熊本氏はセシウム 137 も同様に流れ着いたと推定。検出量は微量だが、北極海の中心部に向かい広がっていると推測している。

熊本氏らは事故後、北太平洋などの海水を分析。19 年 10 月にアラスカ半島北方の北緯 73 度付近の北極海で採取された海水は、セシウム 134（半減期約 2 年）が 1 立方 m 当たり 0.07 ベクレルだった。

[原子力施設全般]

・原子力空母事故に備え日米訓練　放射性物質漏れ想定

＜共同通信　2021 年 12 月 15 日＞　https://nordot.app/843650665056174080?c=39546741839462401

[富士山噴火対策]

・富士山噴火対策　国交省は無人ショベルカーで溶岩流・土石流にブロック移設

＜NEWS ポストセブン　2021 年 12 月 15 日＞

https://www.news-postseven.com/archives/20211215_1713721.html?DETAIL

・企業の富士山噴火対策　三菱地所は火山灰想定のビル運営管理の手順を策定
＜NEWS ポストセブン　2021 年 12 月 14 日＞
https://www.news-postseven.com/archives/20211214_1713568.html?DETAIL

・富士山噴火最新ハザードマップ　溶岩量は２倍、新幹線寸断も
＜NEWS ポストセブン　2021 年 12 月 12 日＞
https://www.news-postseven.com/archives/20210612_1666775.html?DETAIL
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22829.html
・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました
＜厚生労働省　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00061.html

・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
＜厚生労働省　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00054.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年 12 月 15 日版）
＜厚生労働省　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22811.html
---

◇マスコミ報道　見出し

・オミクロン株 感染力は？重症化は？分かってきたこと
＜NHK　2021 年 12 月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211215/k10013389371000.html

・過去に例ないペースで拡散　オミクロン株、77 カ国に
＜共同通信　2021 年 12 月 15 日＞　https://nordot.app/843624995592716288?c=39546741839462401

・オミクロン株、来月半ば主流に　欧州委員長、デルタ株に代わり
＜共同通信　2021 年 12 月 15 日＞　https://nordot.app/843844819027214336?c=39546741839462401

・米のコロナ死者 80 万人に　バイデン大統領「心痛む」
＜共同通信　2021 年 12 月 15 日＞　https://nordot.app/843690311257276416?c=39546741839462401

・韓国 新型コロナ新規感染者数 過去最多更新で再び規制強化へ
＜NHK　2021 年 12 月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211215/k10013388991000.html
---

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・使用率等の報告を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=zzXRZ0g3174kcXBdY
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00323.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2021 年 12 月 15 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jihikensa_00001.html

・モデルナの３回目接種を了承　厚労省、投与量は半分に
＜共同通信　2021 年 12 月 15 日＞　https://nordot.app/843812255296258048?c=39546741839462401

・ファイザーの飲み薬、重症化９割減…オミクロンにも有効な可能性
＜読売新聞　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20211215-OYT1T50129/
・コロナ飲み薬、２４日にも審議　承認なら国内初、米メルク製―厚労省部会
＜時事ドットコム　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021121501238&g=soc
・オミクロン検査の試薬を開発　島津とタカラバイオ
＜共同通信　2021 年 12 月 15 日＞　https://nordot.app/843788068151410688?c=39546741839462401

◇マスコミ報道　見出し
・「アベノマスク」希望者に配布へ
アベノマスク「希望する自治体、個人に配布」 大量在庫で
＜毎日新聞　2021 年 12 月 15 日＞　https://mainichi.jp/articles/20211215/k00/00m/010/079000c
****

[3] ***環境関連法改正情報***
◇環境関連法改正情報（2021 年 11 月分）を更新しました
＜産業環境管理協会(JEMAI)　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/
更新された情報は、労働安全衛生法、オゾン層保護法(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律)。
****

[4] ***石綿ばく露による健康被害対策***
◇「令和２年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します
～公表事業場数 910 事業場、うち新規は 668 事業場～
＜厚生労働省　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22612.html
　厚生労働省では、このたび、令和２年度に石綿ばく露作業による労災認定などを受けた労働者※１が所属していた事業場の名称、所在地、作業状況などの情報※２を取りまとめましたので、公表します（名称などの詳細は添付資料１参照)。
　この公表は、以下の３点を目的に行うものです。
（１）公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する。
（２）公表事業場の周辺住民の方々が、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする。
（３）関係省庁、地方公共団体などが石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する。

　今回公表する情報に関する問い合わせや、労災補償制度などの相談については、特別電話相談窓口を設置します(下記参照)。また、都道府県労働局と労働基準監督署※３では、随時相談を受け付けているほか、健康管理手帳制度や労災補償制度についてもご案内しています。
　なお、石綿による健康被害に関する相談は、全国の労災病院、産業保健総合支援センター、保健所などの相談窓口で受け付けています（詳細は添付資料３参照)。
【石綿ばく露作業による労災認定等事業場】

910事業場	（うち新規公表668事業場）		
建設業以外の事業場	（第１表）	399事業場	（うち新規公表220事業場）
建設業の事業場	（第２表）	511事業場	（うち新規公表448事業場）

＊ 平成17年７月の第１回公表以来、今回の令和２年度分で、延べ16,034事業場を公表しました。

【特別電話相談窓口】

日時　　：12月16日(木)、17日(金)　午前10時～午後５時
電話番号：03(3595)3402

※１ 石綿救済法（石綿による健康被害の救済に関する法律）に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者を含む。

※２ 公表する情報
①事業場を管轄する都道府県労働局名及び労働基準監督署名
②事業場名
③事業場所在地
④石綿ばく露作業状況
⑤労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数
⑥石綿取扱い期間
⑦現在の石綿取扱い状況
⑧特記事項
⑨労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数累計

※３ 都道府県労働局と労働基準監督署の所在地などはホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

■添付資料
（添付資料１）令和２年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000863802.pdf
（添付資料１）公表事業場一覧表（第１表）
https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000863804.pdf
（添付資料１）公表事業場一覧表（第１表）
（添付資料１）公表事業場一覧表（第２表）
https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000863806.pdf
（添付資料１）公表事業場一覧表（第２表）
（添付資料２）（参考）令和元年度石綿ばく露作業による船員保険の職務上認定等事業場（船舶所有者）一覧表
https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000863808.pdf
（添付資料３）健康診断の受診勧奨と健康管理手帳制度・労災補償制度のご案内
https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000863809.pdf

・石綿労災認定、1060 人　生産禁止から 15 年でも依然高水準
＜朝日新聞　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDG7SF9PD7ULFA01M.html

アスベスト（石綿）の健康被害で中皮腫や肺がんになり、2020 年度に労災認定された人は前年度より 85 人少ない 1060 人だった。建設現場や工場の作業員が中心で、うち 350 人は認定時点で亡くなっていた。石綿の生産は 06 年に全面的に禁じられたが、毎年約 1 千人が認定される状況が続いている。

厚生労働省が 15 日、公表した。労災認定された建設現場や工場の作業員は、20 年度までに計 1 万 8427 人。多くはすでに死亡している。石綿を含む建材の製造や使用は 06 年に全面的に禁じられ、石綿が新たに市場に出回ることはなくなっている。しかし、国内には石綿を使った建材が大量に残っており、解体工事は 30 年ごろに向けて増えると予想されている。

20 年度に労災などを受けた人が、最後に曝露（ばくろ）作業をした勤め先は 910 事業場。うち 668 事業場は認定者が初めて出た。幅広い業種や小規模事業所で使われていたためだ。石綿による疾病は発症までに数十年かかることもあり、厚労省補償課は「1 千人前後の労災認定は今後も続く可能性がある」とみている。

こうした業務に直接かかわっ…

・石綿労災認定、910 事業所公表　20 年度、厚労省 HP で閲覧可

＜共同通信　2021 年 12 月 15 日＞　https://nordot.app/843789576803041280?c=39546741839462401

厚労省は 15 日、アスベスト（石綿）が原因の疾患で 2020 年度に労災認定された人や、特別遺族給付金の対象となった人が働いていた全国の 910 事業所の名称や所在地、作業状況などを公表した。ホームページで閲覧できる。このうち新たに公表対象となったのは 668 事業所。

石綿による肺がんや中皮腫などは、発症まで数十年の長い潜伏期間がある。厚労省は該当事業所の勤務経験者や周辺住民に健康状態の確認を促すため、毎年、事業所名を公表している。

20 年度の石綿関連疾患の労災認定は 1060 件。労災の時効 5 年を超えた場合の石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定は 20 件だった。

◇環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 18 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 16 日　本紙　第 638 号　1～2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211216/20211216h00638/20211216h006380001f.html

○環境省令第 18 号

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第八十六条の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 12 月 16 日　　環境大臣　　山口　　壯

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
（死亡の届出） **第七条**　被認定者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、機構にその旨を届け出なければならない。ただし、当該被認定者が死亡したことにつき、機構が地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。	（死亡の届出） **第七条**　被認定者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、機構にその旨を届け出なければならない。
（現況の届出） **第十四条**　被認定者は、毎年五月一日から同月三十一日までの間に、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な被認定者にあっては、当該被認定者の代理人が署名した届書）を機構に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項につき、機構が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。	（現況の届出） **第十四条**　被認定者は、毎年五月一日から同月三十一日までの間に、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な被認定者にあっては、当該被認定者の代理人が署名した届書）を機構に提出しなければならない。

一～三　　（略） ２・３　　（略）	一～二　　（略） ２・３　　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 19 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 16 日　本紙　第 638 号　2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211216/20211216h00638/20211216h006380002f.html

○環境省令第 19 号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第十八条の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 12 月 16 日　　環境大臣　　山口　　壯

公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公害健康被害の補償等に関する法律施行規則(昭和四十九年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
（死亡の届出） 第十条　被認定者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、死亡した者の認定都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。ただし、当該被認定者が死亡したことにつき、当該認定都道府県知事等が地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する　機構保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。	（死亡の届出） 第十条　被認定者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、死亡した者の認定都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。
（遺族補償費が支給されなくなる場合の届出） 第二十六条　（略） ２　遺族補償費を受けることができる者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、その死亡した者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類を添えて、当該遺族補償費の支給に係る都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。ただし、当該遺族補償費を受けることができる者が死亡したことにつき、当該都道府県知事等が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。	（遺族補償費が支給されなくなる場合の届出） 第二十六条　（略） ２　遺族補償費を受けることができる者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、その死亡した者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類を添えて、当該遺族補償費の支給に係る都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇アスベスト（石綿）情報

「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ

＜厚生労働省　2021 年 12 月 15 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html

・建設アスベスト給付金制度について
・アスベスト（石綿）訴訟の和解手続について
・事業主の方々へ
・石綿に関する講習・研修を受講したい方へ
・医療機関の方々へ
・行政施策の推進
・その他

****

[5] 農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象に位置付けている危害要因についての情報（有害化学物質）

＜農林水産省　2021 年 11 月 30 日＞

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_chem.html

農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質について、収集した関連情報を掲載します。「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」（令和３年３月更新版）はこちら＊に掲載しています。

＊ https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/chemical_r3.html

---> 末尾［ 付録］

優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質と関連情報

環境中に存在する危害要因

○重金属等

危害要因名：カドミウム,ヒ素、鉛、水銀（総水銀及びメチル水銀）

○その他の環境汚染物質

危害要因名：放射性セシウム、ダイオキシン類（コプラナーPCB を含む）、パーフルオロアルキル化合物（パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、パーフルオロオクタン酸（PFOA）等を含む）

かび毒

危害要因名：アフラトキシン M1、タイプ B トリコテセン類（デオキシニバレノール、ニバレノール及びそれらの誘導体を含む）、パツリン、フモニシン類（誘導体を含む）、総アフラトキシン、オクラトキシン A、ステリグマトシスチン、ゼアラレノン、タイプ A トリコテセン類（T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノールを含む）、麦角アルカロイド類

自然毒（植物性自然毒、海産毒素）

○植物性自然毒

危害要因名：ピロリジジンアルカロイド類

○海産毒素

危害要因名：下痢性貝毒、麻痺性貝毒、アザスピロ酸、シガテラ毒

食品の製造過程で生成する危害要因

危害要因名：ヒスタミン、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素（PAH）、クロロプロパノール類（3-MCPD、1,3-DCP）、クロロプロパノール類（3-MCPD 脂肪酸エステル、2-MCPD 脂肪酸エステル）、グリシドール脂肪酸エステル類、フラン及びフラン化合物（2-メチルフラン、3-メチルフラン等を含む）、トランス脂肪酸、ニトロソアミン類（N-ニトロソジメチルアミン、N-ニトロソジエチルアミン等を含む）

****

[6] *農薬*

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 12 月 10 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[7] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 2160 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 16 日　号外　第 281 号　62～67 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211216/20211216g00281/20211216g002810062f.html

肥料の登録の有効期間更新 214 件が公示された。

◇生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 2161 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 16 日　号外　第 281 号　67 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211216/20211216g00281/20211216g002810067f.html

肥料の生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更４件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 2162 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 16 日　号外　第 281 号　67 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211216/20211216g00281/20211216g002810067f.html

肥料の登録失効８件が公示された。

****

[8] ***変異原性化学物質、製品含有化学物質管理等***

◇変異原性化学物質

・[職場のあんぜんサイト]強い変異原性が認められた化学物質を更新しました。

＜厚生労働省　2021 年 12 月 6 日＞　https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc02.htm

---

◇変換工程ガイダンス　[化学品を成形品に変換する工程共通] 附属参考資料　「変換工程で使用されることが多く、工程における揮発などによる濃度変化・残留を考慮する必要がある代表的な物質のリスト(Ver.1.0)」公開のお知らせ

＜アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)　2021 年 12 月 6 日＞

https://chemsherpa.net/news/jamp/?p=2925

◇循環経済対応の製品含有化学物質管理 ディスカッションペーパー(Ver.1.0)公開のお知らせ

＜アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)　2021 年 12 月 6 日＞

https://chemsherpa.net/news/jamp/?p=2927

本文書は、「循環経済に対応した製品含有化学物質管理」についての課題を整理して共有し、対応策を提案し、広く意見交換をするために作成しているもの。循環経済への移行において、ものづくりのサプライチェーンにおける製品含有化学物質の管理レベルを下げることなく、また資源循環や静脈と動脈の連携などの取組みで必要とされる製品含有化学物質管理に確実かつ効率的に対応できるようにすることが目的です。本文書に関連するご質問、ご提案、ご意見を受け付けています。関係企業・団体には情報提供等のご協力をお願いします。「循環経済に対応した製品含有化学物質管理」に関する検討は、管理ガイドライン技術委員会/資源循環 WG が担当しています。WG への参加もご検討下さい。本文書は、検討の進捗に合わせて、予告なく、また改訂履歴等の情報を提供することなく更新する場合があります。最新版は、このサイト公開します。

****

[9] ***安全衛生教育***

◇[試行版]化学物質管理に関する社内安全衛生教育用動画（e ラーニング）特設サイトのご案内

＜テクノヒル株式会社(厚生労働省委託事業)　2021 年 12 月 6 日＞

https://www.technohill.co.jp/chemic/r3_labelsds_elearning/

****

[10] ***健康安全***

◇温泉入浴で腸内細菌に変化　九州大、別府での研究を中間報告

＜毎日新聞　2021 年 12 月 16 日＞　https://mainichi.jp/articles/20211215/k00/00m/040/279000c

温泉の免疫効果を大分県別府市などと実証研究している九州大は 15 日、治験者 40 人のデータを基に「温泉には特定の病気のリスクを下げる効果がある」とする中間報告を発表した。来春までに計 100 例を集め、国際的な学術誌へ論文を発表するという。

九州大都市研究センターや九大別府病院の医師らの研究グループは人の腸内に住む膨大な種類の細菌に着目。日本人 1 万 8000 人の腸内の細菌環境のデータベースを活用した検査キットで、かかりやすい病気のリスクの数値化ができるという。

実証研究では、入浴の前後で、どの細菌がどう増減するかを調べるため、治験者 40 人には初日に採便、採血、採尿した後、指定の温泉に毎日入浴してもらい、1 週間後に再び数値を計った。

その結果、別府温泉のうち単純温泉に入った男性グループは痛風と過敏性腸症候群のリスクが、硫黄泉だと肝臓病のリスクがそれぞれ 1 割以上減った。単純温泉に入った女性らはぜんそく、肥満のリスクが 1 割以上減った。塩化物泉、炭酸水素塩泉に入ったグループも別の複数の病気のリスクが減ったが、1 割には届かなかった。

同センター長の馬奈木俊介教授（都市工学）は「泉質別、男女別、入浴時間の長短の違いで、特定の腸内細菌の増減の傾向の違いがはっきりと数値に出た。100 例を超えてデータが増えていけば世界的に注目されるはず。別府市内の各温泉別に健康への効果の違いが医学的に証明できれば、長期滞在者も増える」と話した。

****

[11] ***食品安全衛生関係***

◇食品表示法に基づく食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問について

＜消費者庁　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026945/

消費者庁では、本日、食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第6項の規定により準用することとされた同条第2項の規定に基づき、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の一部改正に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

詳細

1.諮問内容

食品表示基準の一部改正

2.諮問に至った経緯

下記の内容を踏まえて食品表示基準を一部改正するものです。

(1)「日本食品標準成分表」が改訂され、新たな分析方法が採用されたこと等から、栄養成分表示等に係る分析方法の整理を行うとともに、表記の修正等、所要の改正を行う。

(2)遺伝子組換え表示制度について、新たな遺伝子組換え農産物を追加するとともに、「特定遺伝子組換え農産物」の形質をもつ農産物が従来育種により生産可能となったことに伴う所要の改正を行う。

(ア)遺伝子組換えからしなについて、今後、厚生労働省による安全性審査を経て、新たに遺伝子組換えからしな由来の食品の国内流通が見込まれることから、遺伝子組換え表示の義務付けの対象農産物に「からしな」を追加することとする。

(イ)高オレイン酸の形質を有する大豆について、従来育種により生産可能となったことにより、高オレイン酸遺伝子組換え大豆が「特定遺伝子組換え農産物」に該当しなくなったことから、特定遺伝子組換え農産物の形質から「高オレイン酸」を削除することとする。

(3)国際規格に適合させるため、しょうゆの日本農林規格(平成16年農林水産省告示第1703号)が改正され、今後、食用植物油脂の日本農林規格(昭和44年農林省告示第523号)についても改正予定であることから、当該規格を引用している規定について改正を行う。

(4)不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)が改正されたことから所要の改正を行う。

公表資料

食品表示法に基づく食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問について

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms201_211215_1.pdf

---

◇食品安全情報（化学物質） No.25 (2021)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS) 2021 年 12 月 9 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202125c.pdf

食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介。

****

[12] ***温暖化対策関係***

◇新築建物、30 年に排出ゼロ EU、ガス削減目標向け

＜共同通信 2021 年 12 月 16 日＞ https://nordot.app/843966623602573312?c=39546741839462401

欧州連合（EU）欧州委員会は 15 日発表した温室効果ガス削減に向けた新たな包括的環境政策に、2030 年までに全ての新築建物の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることなどを柱とする対策案を盛り込んだ。

EU は 30 年に温室効果ガスの排出を 1990 年比で 55%減らす目標を掲げており、今回は実現に向けた具体的な対策案の第 2 弾となる。導入に向け、EU 加盟国や欧州議会で今後議論する。

シムソン欧州委員（エネルギー）は声明で「建物はわれわれが消費するエネルギーの 40%、温室効果ガス排出量の 36%を占めている」と指摘した。

****

[13] ***環境安全関係***

◇GENESIS 松島計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省 2021年12月16日＞ https://www.env.go.jp/press/110312.html

****

[14] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（案）に関する御意見の募集について

＜厚生労働省 2021 年 12 月 7 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210307&Mode=0

◇大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集（パブリックコメント）について

＜環境省 2021 年 12 月 10 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195210061&Mode=0

◇二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令案に関する意見募集について

＜国土交通省 2021 年 12 月 10 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155211020&Mode=0

◇「ヒト表皮モデルを用いた皮膚腐食性試験代替法」の「評価報告書」および「評価会議報告書」に関するパブリックコメントを募集します。

＜JaCVAM（日本動物実験代替法評価センター） 2021 年 12 月 8 日＞ https://www.jacvam.jp/public.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇令和３年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのＣＯ２削減支援事業)」対象事業の第二次選定結果について

＜環境省 2021 年 12 月 16 日＞ https://www.env.go.jp/press/110306.html

****

[15] ***その他省庁発表***

◇「野菜を食べようプロジェクト」ロゴマークの決定について
＜農林水産省　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/ryutu/211215.html
---

◇大学院設置基準等の一部改正について（諮問）
＜文部科学省　2021 年 12 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agb6ac4zhpqPzRbE
大学院設置基準等の一部改正について（諮問）

3 文科高第 1005 号
中央教育審議会

次の事項について，理由を添えて諮問します。

大学院設置基準等の一部改正について

令和 3 年 12 月 15 日

文部科学大臣　　末松　　信介

（理由）

平成 30 年 11 月 26 日に，2040 年に向けた高等教育のグランドデザインについて答申をいただき，多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進等について提言いただいたところである。

また，「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和 3 年 6 月 3 日 教育再生実行会議）において，リカレント教育を推進する観点から，大学院における高度な専門教育に関し，より多くの人がアクセスしやすい取組を促進すること，その際，履修単位を積み重ねることにより学位が取得できるような柔軟な仕組みの在り方や国際通用性の確保などについて検討を進めることについて提言いただいたところである。

上記を踏まえ，文部科学省において，別紙のとおり，大学院設置基準及び専門職大学院設置基準の改正を行う必要があるので，学校教育法第 94 条の規定に基づき，標記の諮問を行うものである。

（別紙）

大学院設置基準改正要綱（案）

一　大学院設置基準の改正

1　履修証明制度に関する改正

大学院は，大学院の定めるところにより，当該大学院の学生以外の者で特別の課程を履修する者について単位を与えることができることとするとともに，この場合の要件その他所要の規定を整備すること。

二　その他

1　施行期日

この改正は，公布の日から施行するものとすること。

2　その他の規定の整備

専門職大学院設置基準について，上記一の大学院設置基準と同様の措置を行うため，所要の規定の整備を行うこと。

****

[16] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・「令和３年度第３回 厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会」を開催します　　12 月 22 日
＜厚生労働省　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22794.html
（１）緊急時の薬事承認の在り方 に関するとりまとめ （案） について
（２）その他

・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）における高濃度PCB廃棄物処理事業の今後の方針に関する説明会の開催について　　1月25日
＜環境省　2021年12月16日＞　https://www.env.go.jp/press/110325.html
・　高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の見通しと今後の方針
・　ＰＣＢ廃棄物処理施設の解体撤去

・第 143 回労働政策審議会安全衛生分科会　　12 月 22 日

＜厚生労働省　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/0000206631_00032.html
　　建設アスベスト訴訟に関する最高裁判決等を踏まえた対応について
・第 2 回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議の開催について　　12 月 22 日
＜消費者庁　2021 年 12 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026573/
　・くるみの義務表示化に向けた検討状況について
　・その他
・第 30 回食品衛生管理に関する技術検討会の開催について　　12 月 22 日
＜厚生労働省　2021 年 12 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=EesJpgsOIJy3U3mDY
　１ 食品等事業者団体が策定した衛生管理計画手引書案の確認
　　１）内臓処理の手引書（HACCP の考え方を取り入れた衛生管理）
　　２）小規模なふぐ製品製造加工業者（HACCP の考え方を取り入れた衛生管理）
　２ その他
・産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会　電力安全小委員会　電気設備自然災害等対策ワーキンググループ（第 14 回）　　12 月 24 日
＜経済産業省　2021 年 12 月 16 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44286
1. 第 13 回 WG の振り返りと指摘事項への回答について
2. 令和３年２月に発生した福島県沖地震の被害とその対応のまとめ
3. 令和３年４月に発生した火力発電所の事故とその対応について
4. 寒波・熱波に対する対応について
5. 最近の自然災害等に対する対策について
・第 65 回 食品表示部会　　12 月 23 日
＜内閣府　2021 年 12 月 16 日＞
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/065/kaisai/index.html
　　食品表示基準の一部改正（栄養成分等に関する表示 他）に係る審議
・器具・容器包装専門調査会（第 53 回）の開催について　　１２月２４日
＜内閣府　2021 年 12 月 16 日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/kiguyouki/annai/kigu_youki_annai_53.html
（１）専門委員等紹介
（２）専門調査会の運営等について
（３）座長の選出・座長代理の指名
（４）令和３年度食品安全委員会運営計画について
（５）食品用器具及び容器包装に関するポジティブリスト制度に係る動向について（状況報告）
（６）その他
・食品安全委員会（第 843 回）の開催について　　12 月 21 日
＜内閣府　2021 年 12 月 16 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai843.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
　・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON95379 系統」に係る食品健康影響評価について
（２）その他
・総合資源エネルギー調査会　資源・燃料分科会　鉱業小委員会（第 9 回）　　12 月 21 日
＜経済産業省　2021 年 12 月 16 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44306
1. 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた鉱物資源政策
・総合資源エネルギー調査会　第 33 回資源・燃料分科会　　12 月 24 日
＜経済産業省　2021 年 12 月 16 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44086

1. 新たなエネルギー基本計画を踏まえた資源・燃料政策の方向性について
2. 令和３年度から令和７年度までの石油・ＬＰガス備蓄目標（案）について

・第６回自殺総合対策の推進に関する有識者会議（オンライン開催・ペーパーレス）資料　　12月17日
＜厚生労働省　2021年12月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=hX-dMp-atAgjx-kXY
　・関係団体等ヒアリング（２）
　・これまでの意見のとりまとめ、検討の視点
　・意見交換

・第10回「多様化する労働契約のルールに関する検討会」開催案内　　12月22日
＜厚生労働省　2021年12月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=hX-dMp-atAgjx-gXY

・GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議(第１回)の開催について　　12 月 23 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agb6ac4zhpqPzRbF

[開催記録、報告、資料等]

・第 27 回予防接種・ワクチン分科会　　１２月１６日
＜厚生労働省　2021 年 12 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Ldc1mjcyHKCLb02_Y
（１）新型コロナワクチンの臨時接種について
（２）その他

・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会　群分離・核変換技術評価タスクフォース（第３回）議事録　　10 月 5 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 15 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agb4ac42aTrErAbI
1. 今後の研究開発の方向性について
2. タスクフォースとりまとめ（素案）について
3. その他

・これからの労働時間制度に関する検討会　第7回資料　　12 月 16 日
＜厚生労働省　2021年12月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i3GTPJGUugYtyekZY
(1)これまでの裁量労働制等に係るヒアリング概要について
(2)年次有給休暇の概要及び現状について
(3)これまでの議論を踏まえた主な論点について

****

[17] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査（定期糞便採取調査）の結果について（令和３年11月分）
＜環境省　2021 年 12 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/110323.html

---

・青森県での高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内９例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/110352.html

---

・千葉県市川市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内６例目）に係る搬出制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 12 月 16 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211216.html

---

・英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2021 年 12 月 16 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211216_8.html

---

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・軽くて大容量、リチウム空気電池を開発　5～10 年で実用化めざす

＜朝日新聞　2021 年 12 月 15 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDH5F35PDHULBJ006.html

物質・材料研究機構（NIMS、茨城県つくば市）とソフトバンクが、現在のリチウムイオン電池の約 2 倍の性能を持つ「リチウム空気電池」を開発したと発表した。次世代電池のひとつとして注目されており、5～10 年後の実用化をめざす。

論文が 15 日、学術誌に掲載

・神経の元になる細胞「60 代から 10 代に」　マウスで若返りに成功

＜朝日新聞　2021 年 12 月 16 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDH76RMPDHPLBJ001.html

老化とともに衰える神経細胞の「元」を遺伝子操作で若返らせ、マウスの認知機能を改善することに京都大ウイルス・再生医科学研究所のグループが成功した。16 日、米専門誌に発表する（https://doi.org/10.1101/gad.349000.121）。

この細胞は脳にある「神経幹細胞」。胎児の間は活発に増殖して神経細胞を増やすが、老化とともに増殖する力がなくなっていき、認知機能も衰える。

グループは胎児マウスの脳と、老齢マウスの脳の神経幹細胞で働く遺伝子を比べた。胎児でよく働いている遺伝子 80 種類のうち、神経幹細胞を活性化させる作用が強い遺伝子を突き止めた。次に老齢マウスの神経幹細胞でよく働いている遺伝子を抑えると、神経幹細胞を活性化できることも判明した。

その上で、胎児で見つけた遺伝子はたくさん働かせる一方で、老齢で見つけた遺伝子を抑えるという両方の合わせ技で、神経幹細胞を最も活性化させる方法を開発。「iPaD」と名付けたこの方法で、老齢マウスの脳を遺伝子操作した。

すると、増殖能力をほぼ失っていた神経幹細胞は活性化し 3 カ月以上、増え続けた。老齢マウスは、空間記憶や新しい置物の認識記憶が低下するが、遺伝子操作したマウスは、老齢でもこうした認知能力が改善することも確かめた。

今後は霊長類でもこの方法の効果があるかどうか、マーモセットを使って確認していくという。マウスの遺伝子操作は、脳にウイルスを使って遺伝子を入れており、ヒトに直接応用することはむずかしい。グループの影山龍一郎客員教授は「ヒトでいうと 60 代が 10 代の神経幹細胞に若返ったようなもの。ヒトの脳に使える方法も探っていきたい」と話している。

****

[付録]

◇農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象に位置付けている危害要因についての情報（有害化学物質）

＜農林水産省　2021 年 11 月 30 日＞　上記［5］関係

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/chemical_r3.html

農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質について、収集した関連情報を掲載します。「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」（令和 3 年 3 月更新版）はこちら＊に掲載しています。

＊　https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_chem.html

優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト

リスク管理措置を導入済みであり、当該措置の有効性の検証及び措置の見直しを実施

（注）農林水産省が、過去の実態調査の結果からリスク管理措置を導入すべきと判断し、汚染低減のための指針の策定など何らかの措置を導入したものが該当する。

一次産品に含まれる危害要因

（海産毒素）

下痢性貝毒、麻痺性貝毒

（かび毒）

アフラトキシン M1、タイプ B トリコテセン類※、パツリン、フモニシン類（誘導体を含む）

（※）タイプ B トリコテセン類は、デオキシニバレノール、ニバレノール及びそれらの誘導体を含む。

（重金属等）

カドミウム

（その他）
放射性セシウム
食品の製造過程などで生成する危害要因
ヒスタミン、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素類、クロロプロパノール類※、グリシドール脂肪酸エステル類
（※）クロロプロパノール類は、3-MCPD、3-MCPD 脂肪酸エステル類を含む。
リスク管理措置の必要性を検討するとともに、必要かつ実行可能な場合にリスク管理措置を実施するため、含有実態調査、リスク低減技術の開発等を実施
（注）農林水産省が、過去の実態調査の結果からリスク管理措置の必要性を検討すべきと判断したものが該当する。
一次産品に含まれる危害要因
（かび毒）
総アフラトキシン※、オクラトキシン A、ステリグマトシスチン
（※）総アフラトキシンは、アフラトキシン B1, B2, G1, G2 を指す（アフラトキシン M1 を除く）。
（植物に含まれる自然毒）
ピロリジジンアルカロイド類
（重金属等）
ヒ素
危害要因の毒性や含有実態等の関連情報を収集
（注）農林水産省が過去に実態調査をしていないものや、実態を調査しているがデータが不足しており調査の継続が必要と判断したものが該当する。
一次産品に含まれる危害要因
（海産毒素）
アザスピロ酸、シガテラ毒
（かび毒）
ゼアラレノン、タイプ A トリコテセン類※、麦角アルカロイド類
（※）タイプ A トリコテセン類は、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノールを含む。
（重金属等）
鉛、水銀（総水銀及びメチル水銀）
（その他）
ダイオキシン類（コプラナーPCB を含む）、パーフルオロアルキル化合物※
（※）パーフルオロアルキル化合物は、パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、パーフルオロオクタン酸（PFOA）等を含む。
食品の製造過程などで生成する危害要因
フラン及びフラン化合物※1、トランス脂肪酸、ニトロソアミン類※2
（※1）フラン化合物は、2-メチルフラン、3-メチルフラン等を含む。
（※2）ニトロソアミン類は、N-ニトロソジメチルアミン、N-ニトロソジエチルアミン等を含む。
4. 留意事項
（1） 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストに掲載した危害要因及びその区分について、リスク管理の進展に応じ随時見直しを行う。
（2） 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストに掲載した危害要因について、以下のいずれかに該当する場合は、当該リストから除く。
1）リスク管理措置を実施した結果、国民の健康への影響が無視できるほど小さくなったと判断される場合であって、リスク管理措置を継続しなくてもリスクが十分低くなったとき。
2）各種情報収集や予備的なリスク推定の結果、国民の健康への影響が無視できるほど小さく、かつ、特段のリスク管理措置が不要と判断したとき。

(3)　優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストに掲載していない危害要因についても、国内外の動向や研究の進展等について、関連情報の収集を可能な範囲で実施する。

◇スケートボード類での事故-転倒することを前提に安全保護具の着用と場所選びを

＜消費者庁　2021 年 12 月 16 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_056/

スケートボードは東京 2020 オリンピックで初めて正式種目に採用され、改めて注目を集めています。また、スケートボードに似た 2 輪の遊具は、近年小学生を中心に遊ばれています。

一方で、スケートボード類が関係する事故の情報が、医療機関から 11 年間で 230 件寄せられており、半数近い 105 件で骨折、92 件で頭や顔に何らかのけがを負っていました。約 4 分の 3 に当たる 173 件が小学生の年代(6～12 歳)で発生しています。

スケートボード類は、車輪が付いた板の上に立つため、もともと不安定であり、遊んでいて転ぶことは避けられません。その際に、手をついて腕を骨折したり、頭に衝撃が加わって脳に損傷が生じるなど、重大なけがが発生することがあります。

スケートボード類に限らず、遊びやスポーツには一定のけがを負うリスクがありますが、スケートボード類でどのようなけがが発生するか十分に知った上で、けがを最小限にする事前の準備が大切です。

(1)遊ぶ前にはスケートボード類を点検・整備し、ヘルメットとプロテクターを着用して準備体操をしてから遊びましょう

(2)禁止された場所や車・人通りの多い道路では滑走しないでください。路面の凹凸や傾斜、濡れ、障害物がない、平らで広い場所を選びましょう

(3)保護者は、子どもと一緒に乗り方のルールなどを理解し、乗る際の装備・場所・時間等を子どもと決めましょう。特に幼い子どもが遊ぶ際はそばで見守りましょう

もしもの時には、

・重篤な症状の場合は、ためらわずに救急車を呼びましょう。

・軽症に見える場合でも、脳震盪(のうしんとう)が疑われるときは、遊ぶことを直ちに止めて、ひとりで過ごすことは避けてください。

********** 以上 **********